

事務改革推進のためのDXに向けたコンサルタント業務に関する公告

京都大学において、公募型プロポーザル方式により、「事務改革推進のためのDXに向けたコンサルタント業務」の受託者を選定するため、以下のとおり公告する。

1. 業務概要

- (1) 件名 事務改革推進のためのDXに向けたコンサルタント業務
- (2) 目的 業務DX化により事務改革を推進し効率的な業務運営体制を構築する。
- (3) 内容 現状の業務課題を全体最適の観点から客観的に分析し、DXを活用した業務効率化を実現するため、本学が設定した短期施策実現に向けた技術的支援やDX人材育成計画の策定支援等を行う。
- (4) 履行期間 令和5年2月10日から令和5年8月10日まで

2. 応募資格

本件に応募することができる法人等は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和4年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第4条に規定される事項に該当しない者であること。
- (3) 国立大学法人京都大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去3年以内に国内の大学または官公庁からの発注により、DXに関するコンサルティング業務、教育情報システムの市場調査または技術調査を実施し、報告書の作成をした実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過していない者又は参加表明書等提出日の前直近6か月以内に、手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者でないこと。

3. 日程

- (1) 公告期間及び公募要領交付期間 令和4年12月12日
～令和5年1月12日
- (2) 提案書等の提出期限 令和5年 1月12日
- (3) プレゼンテーション審査（予定） 令和5年 1月18日
- (4) 審査結果の通知（予定） 令和5年 1月23日

4. 選定方法

- (1) 選定委員会において、提出された提案書等及び提案内容のプレゼンテーションについて審査を実施する。
- (2) 審査は運用コストや業務支援体制等も踏まえて総合的に実施し、柔軟な提案力を備え、安定して業務を実施できると認められる事業者を契約予定者として選定する。

5. 公募要領の交付

希望者は、電子メールの件名を「公募要領交付依頼 (DX コンサル業務)」として申し込むこと。

6. 公募要領の交付元及び問合せ先

京都大学不正防止実施本部事務・DX 推進室
〒606-8501 京都市左京区吉田本町36番地1
TEL : 075-753-5604
E-Mail : fpd@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

7. 提案書の無効

次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

- (1) 提出期限後に提出された提案書
- (2) 公募要領に記載の要求事項を満たさない提案書
- (3) 虚偽の記載のある提案書
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の提案書
- (5) その他、応募手続に違反すると認められた者の提案書

以上、公告する。

令和4年12月12日

国立大学法人京都大学長
湊 長博